

II 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報取扱事務の届出状況

個人情報を取り扱う事務の実施機関別の届出状況は、表1のとおりです。

表1

(単位：件)

実施機関		届出件数			現在数
		開始	変更	廃止	
市 長	会 計 室	0	0	0	1
	市 長 室	0	0	0	11
	総 務 企 画 局	0	0	0	7
	財 政 局	0	11	0	25
	市 民 局	3	17	2	55
	こ ども 未 来 局	4	3	1	66
	保 健 福 祉 局	11	82	6	189
	環 境 局	2	8	0	50
	経 済 観 光 文 化 局	7	3	2	34
	農 林 水 産 局	0	2	0	28
	住 宅 都 市 局	3	11	0	83
	道 路 下 水 道 局	1	0	1	47
	港 湾 局	4	2	0	16
	区 役 所	0	3	1	5
	小 計	35	142	13	617
議 長	0	0	0	2	
教 育 委 員 会	3	17	5	43	
選挙管理委員会(市・各区)	0	0	0	81	
人 事 委 員 会	0	0	0	0	
監 査 委 員	0	0	0	1	
農 業 委 員 会	0	3	2	4	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	1	
公営企業 管 理 者	水 道 局	0	2	0	13
	交 通 局	0	0	1	6
消防長	消 防 局	0	0	0	34
地方独立行政法人福岡市立病院機構		0	1	0	1
福 岡 市 住 宅 供 給 公 社		0	1	0	6
福 岡 市 土 地 開 発 公 社		0	2	0	2
合 計		38	168	21	811

備考 現在数とは、平成27年3月31日現在の取扱件数をいう。

2 保有個人情報の開示の請求等の状況

(1) 保有個人情報の開示の請求

保有個人情報開示の請求件数とその処理状況は、**表2**のとおりです。

表2

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況								
		開 示	一部 開示	非 開 示			却下	期間 延長	期限の 特例	取下げ
				非開示 情 報	不 存 在	存 否 応 答 拒 否				
25	348	140	103	3	123	0	3	30	0	7
26	430	241	101	4	114	0	1	58	0	8

備考

1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の合計は一致しません。

(2) 保有個人情報の訂正の請求

保有個人情報訂正の請求件数とその処理状況は、**表3**のとおりです。

表3

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況				
		訂正	一部訂正	訂正拒否	却下	取下げ
25	3	1	0	1	1	0
26	4	0	0	1	3	0

(3) 保有個人情報の利用停止の請求

保有個人情報利用停止の請求件数とその処理状況は、**表4**のとおりです。

表4

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況				
		利用の停止	消去	提供の停止	利用停止拒否	取下げ
25	0	0	0	0	0	0
26	1	0	0	0	1	0

3 実施機関別の保有個人情報の開示の請求件数及びその処理状況

実施機関別の請求件数は、表5のとおりです。

表5

(単位：件)

実施機関		請求件数		処 理 状 況						
		25	26	開示	一部 開示	非 開 示			却下	取下 げ
						非開示 情 報	不存在	存否 応答 拒否		
市 長	会 計 室	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市 長 室	7	1	1	0	0	0	0	0	0
	総務企画局	4	4	2	1	0	1	0	0	0
	財 政 局	6	0	0	0	0	0	0	0	0
	市 民 局	8	6	4	1	0	1	0	0	0
	こども未来局	0	5	2	2	1	0	0	0	0
	保健福祉局	11	25	16	9	1	4	0	0	0
	環 境 局	8	0	0	0	0	0	0	0	0
	経済振興局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農林水産局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅都市局	11	25	11	7	0	10	0	0	0
	道路下水道局	3	4	3	1	0	0	0	0	0
	港 湾 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 役 所	242	277	146	65	2	84	0	1	8
小 計	300	347	185	86	4	100	0	1	8	
議 長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教 育 委 員 会	12	17	5	5	0	9	0	0	0	
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人 事 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業 管 理 者	水道局	0	0	0	0	0	0	0	0	
	交通局	7	32	29	0	0	3	0	0	
消 防 長	消防局	18	27	18	9	0	0	0	0	
地方独立行政法人 福岡市立病院機構	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡市住宅供給公社	9	7	4	1	0	2	0	0	0	
福岡市土地開発公社	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
市 長 以 外 小 計	48	83	56	15	0	14	0	0	0	
合 計	348	430	241	101	4	114	0	1	8	

備考

1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の合計は一致しません。

4 保有個人情報の複写の状況及びその費用の徴収状況

保有個人情報の複写の状況及びその費用の徴収状況は表6のとおりです。

表6

区 分		25年度		26年度	
		数 量	金 額	数 量	金 額
用紙	モノクロ	1,640枚	16,400円	2,910枚	29,100円
	カラー	184枚	5,520円	321枚	9,630円
写真フィルム (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
スライド (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
フロッピーディスク		0枚	0円	0枚	0円
CD-R		0枚	0円	0枚	0円
DVD-R				1枚	120円
録音カセットテープ		0巻	0円		
ビデオカセットテープ		0巻	0円	0巻	0円
総 計			21,920円		38,850円

備考

用紙に複写する場合 モノクロ1枚(片面)10円, カラー1枚(片面)30円, 写真フィルム1枚30円, スライド1枚80円, フロッピーディスク1枚30円, CD-R1枚70円, DVD-R1枚120円, 録音カセットテープ1巻170円, ビデオカセットテープ1巻170円。

録音カセットテープは, 平成25年度までで廃止。DVD-Rは, 平成26年度より取扱開始。

5 不服申立ての件数及びその処理状況

保有個人情報の開示，訂正又は利用停止の請求に対する実施機関の決定や，不作為について不服がある者は，行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

平成26年度の不服申立ての件数と平成26年度の処理状況は，表7のとおりです。

表7

(単位：件)

区 分	件数	処 理 状 況					
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議
平成25年度以前の申立て分(※)	6	0	2	0	0	0	4
平成26年度の申立て分	11	2	0	0	0	0	9
合 計	17	2	2	0	0	0	13

※ 平成25年度以前の申立て分で，平成26年度に処理を行った分の件数であり，平成25年度末までに処理が完了した分の件数は含まない。

※ 平成26年度の申立て分のうち，認容（1件）については，実施機関が審議会へ諮問を行わず，認容を行ったもの。

6 個人情報保護審議会への諮問等の状況

個人情報保護審議会は、

- ① 個人情報の取扱いについて意見を述べ、
- ② 必要に応じて保有個人情報の維持管理に関する措置について報告を求め、及び意見を述べ、
- ③ 諮問された不服申立て事案について審議し、
- ④ 個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、諮問に応じて答申し、及び建議することができます。

【福岡市個人情報保護条例第56条第2項】

③について、

平成26年度及び過年度分の不服申立てで、平成26年度に審議会で処理したもの等の概要は表8のとおりです。

表8

諮問の概要 (諮問第74号)	③不服申立て事案についての諮問
	診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（医療機関に対して照会をしない事）
実施機関	福岡市長（城南区市民部保険年金課）
決定年月日	平成25年7月10日
非開示理由	条例第20条第1号 ・医療機関に対して意見照会をしない事を希望されている為、開示することにより今後の治療上の支障が生じるかなど、本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれについて確認ができないため。
不服申立て年月日	平成25年7月25日
諮問年月日	平成25年8月6日
答申年月日	平成26年5月29日
答申内容	一部認容
裁決・決定年月日	平成26年6月23日
裁決・決定内容	一部認容

諮 問 の 概 要 (諮問第75号)	③不服申立て事案についての諮問
	診療報酬明細書
実 施 機 関	福岡市長（西区市民部保険年金課）
決 定 年 月 日	平成25年8月5日
非 開 示 理 由	条例第20条第1号 ・医療機関への診療報酬明細書の開示に関する意見を踏まえた結果、開示することが適切でないと判断したため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成25年9月19日
諮 問 年 月 日	平成25年10月16日
答 申 年 月 日	平成27年1月14日
答 申 内 容	一部認容
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成27年2月7日
裁 決 ・ 決 定 内 容	一部認容

諮 問 の 概 要 (諮問第76号)	③不服申立て事案についての諮問
	開示請求者が給食停止を依頼又は言及した旨の申請書類
実 施 機 関	福岡市教育委員会（教育支援部健康教育課）
決 定 年 月 日	平成25年10月3日
非 開 示 理 由	文書が存在しないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成25年11月29日
諮 問 年 月 日	平成25年12月27日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第77号)	③不服申立て事案についての諮問
	『学校給食人員変更届』備考欄記載の『不登校』の認定に至った根拠となる文書（認定の要件を満たしていることが確認できるもの）
実 施 機 関	教育委員会（指導部学校指導課）
決 定 年 月 日	平成25年10月3日
非 開 示 理 由	文書が存在しないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成25年11月29日
諮 問 年 月 日	平成25年12月27日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第78号)	③不服申立て事案についての諮問
	「児童扶養手当支給停止処分 一部取消通知書」中の記載事項（2箇所）
実 施 機 関	福岡市長（東区保健福祉センター子育て支援課）
決 定 年 月 日	平成25年12月26日
訂 正 拒 否 理 由	①関連する保有個人情報はない。 ②訂正する理由がない。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年2月12日
諮 問 年 月 日	平成26年3月10日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第79号)	③不服申立て事案についての諮問
	----- 東区役所子育て支援課からの電話連絡について、発言の根拠となる書類
実 施 機 関	福岡市長（東区保健福祉センター子育て支援課）
決 定 年 月 日	平成26年1月17日
非 開 示 理 由	開示請求に係る保有個人情報を保有していない。 開示請求があったものは、児童扶養手当法第13条の2第1項について説明したものであり、個人情報を含んでいないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年2月12日
諮 問 年 月 日	平成26年3月10日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第80号)	③不服申立て事案についての諮問
	----- 審査請求人と連絡がつかない状態であったことについて、具体的な期間を示した根拠となる文書
実 施 機 関	教育委員会（指導部学校指導課）
決 定 年 月 日	平成26年2月4日
非 開 示 理 由	文書が存在しないため
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年4月4日
諮 問 年 月 日	平成26年5月1日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第81号)	③不服申立て事案についての諮問
	高齢者福祉施設から提出された亡母に関する事故報告書
実 施 機 関	福岡市長（東区保健福祉センター福祉・介護保険課）
決 定 年 月 日	平成26年3月20日
非 開 示 理 由	条例第20条第2号 ・対象の項目は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる個人情報に該当するため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年4月8日
諮 問 年 月 日	平成26年5月1日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成26年6月18日
裁 決 ・ 決 定 内 容	認容

諮 問 の 概 要 (諮問第82号)	③不服申立て事案についての諮問
	国民健康保険資格認定事務に関する書類及び請求者に関する福岡県障害者福祉課に提出した書類
実 施 機 関	福岡市長（保健福祉局総務部総務課）
決 定 年 月 日	平成26年4月21日
非 開 示 理 由	(国民健康保険資格認定事務に関する書類) 条例第20条第3号 ・法人の権利・利益を害するおそれがあるため。 (請求者に関する福岡県障害者福祉課に提出した書類) 条例第20条第2号, 第6号 ・証言した公社固有職員の職・氏名に該当するため。 ・障がい者虐待防止事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に該当するため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年4月28日
諮 問 年 月 日	平成26年5月28日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第83号)	③不服申立て事案についての諮問 ----- 建築指導課からの文書に記載されている『東、西、及び南面については、土羽の高さ1メートル以内』であった旨の情報」に関する、保有個人情報訂正請求の却下
実 施 機 関	福岡市住宅供給公社（保全課）
却 下 年 月 日	平成26年8月1日
却 下 理 由	訂正請求に係る情報の内容では個人を特定できないため、個人情報に該当しない。 個人情報に該当しなければ訂正請求の対象とならない。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年9月1日
諮 問 年 月 日	平成26年9月25日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第84号)	③不服申立て事案についての諮問 ----- 「住宅供給公社からの文書に記載されている『土羽の高さ1メートル以内』であった旨の情報」に関する、保有個人情報訂正請求の却下
実 施 機 関	福岡市住宅供給公社（保全課）
却 下 年 月 日	平成26年8月1日
却 下 理 由	訂正請求に係る情報の内容では個人を特定できないため、個人情報に該当しない。 個人情報に該当しなければ訂正請求の対象とならない。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年9月1日
諮 問 年 月 日	平成26年9月25日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第86号)	③不服申立て事案についての諮問
	措置診察・入院関係書類
実 施 機 関	福岡市長（保健福祉局健康医療部保健予防課）
決 定 年 月 日	平成26年10月8日
非 開 示 理 由	<p>条例第20条第1号, 第2号, 第6号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示することで, 本人の病状に悪影響を及ぼすおそれがあるため ・開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため ・本人に開示することを前提としていない, 本人に関する所見等の記録であり, 開示することにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年12月3日
諮 問 年 月 日	平成26年12月25日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第87号)	③不服申立て事案についての諮問
	医療保護入院関係書類, 退院・処遇改善に関する書類
実 施 機 関	福岡市長（保健福祉局健康医療部精神保健福祉センター）
決 定 年 月 日	平成26年10月8日
非 開 示 理 由	<p>第20条第1号, 第6号, 第7号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示することにより, 生命, 身体, 健康, 生活又は財産を侵害するおそれがあるため。 ・当該事務または事業の性質上, 当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・法律上従う義務を負う国等の機関の指示により, 開示することができないと認められる情報のため。 ・文書が存在していないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年12月3日
諮 問 年 月 日	平成26年12月26日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮問の概要 (諮問第88号)	③不服申立て事案についての諮問
	ケース記録（厚生障害年金関係の記述部分）
実施機関	福岡市長（博多区保健福祉センター保護第1課）
決定年月日	平成26年12月11日
非開示理由	当該文書を作成していない。
不服申立て年月日	平成26年12月3日
諮問年月日	平成26年12月25日
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (諮問第89号)	③不服申立て事案についての諮問
	学校納入金返金分について、学校の金庫に保管されていたことを証明する文書及び銀行口座への入金に変更した根拠となる文書
実施機関	教育委員会（指導部学校指導課）
決定年月日	平成26年12月22日
非開示理由	文書が存在しないため。
不服申立て年月日	平成27年1月7日
諮問年月日	平成27年1月20日
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第90号)	③不服申立て事案についての諮問 ----- 「保有個人情報一部開示決定通知書の、開示しない部分の概要及び理由」に関する、保有個人情報訂正請求の却下
実 施 機 関	福岡市長（東区保健福祉センター子育て支援課）
却 下 年 月 日	平成26年12月24日
却 下 理 由	本人が訂正を求める内容については、本請求者の保有個人情報開示請求に対して、実施機関が開示しない部分の概要と理由を説明した文言であり、本請求者の個人情報とはいえないことから請求権が認められない。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成27年2月12日
諮 問 年 月 日	平成27年3月9日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

④について、平成26年度に審議会で処理したもの等の概要は表9のとおりです。

表9

諮 問 の 概 要 (諮問第92号)	④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問 ----- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う福岡市の個人情報保護制度のあり方について
実 施 機 関	福岡市長
諮 問 年 月 日	平成27年3月30日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)

7 個人情報の取扱いに関する個人情報保護審議会への報告・照会・諮問等の状況

個人情報の取扱いについて審議会の意見を聴く場合は、「個人情報保護事務取扱要綱第 24 個人情報の公益上の取扱いに関する事務処理」の定めるところにより行っています。

(1) 公益上の取扱いに関する基準に定める類型に該当する事案

個人情報の取扱いを行った後に、原則として審議会へ事後の報告を行う。報告があったものの概要については表 10 のとおりです。

表 10

(報告事案 37 号) 取扱いの概要	土地登記簿及び固定資産税の各情報から地目や面積等の情報を収集し、農業振興地域農用地区域内の地目農地以外の土地の抽出し、農用地区域設定の見直し及び今後の適切な管理のための資料とする。
実施機関	福岡市長（農林水産局農林部農業政策課）
報告年月日	平成 26 年 4 月 3 日
該当する基準の類型	【類型：3 a】【区分：(2)】【分類：ウ】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	財政局税務部課税企画課
提供先（利用する課）	農林水産局農林部農業政策課

(報告事案 38 号) 取扱いの概要	傷病者の家族から、家族が救急搬送された際の救急報告書の提供請求があり、本人は障がい者 1 級で、発語等不可。本人の同意を得ることが事実上困難であるため、平成 22 年 2 月 8 日の救急搬送における救急報告書（兼 救急救命処置録）を、個人情報の公益上の取り扱いに関する基準に基づき、家族へ任意提供したもの。
実施機関	消防長（消防局警防部救急課）
報告年月日	平成 26 年 1 月 5 日
該当する基準の類型	【類型：3 b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ウ)】
提供先	救急搬送傷病者の家族

(報告事案 39 号) 取扱いの概要	厚生労働省から知的障がい者の障害年金受給に係るサンプル調査のための障がい福祉サービス及び療育手帳交付者の個人情報提供依頼があった。これは、障害年金の請求漏れ防止のための調査であり、公益上の必要性があると認められることから、福岡市個人情報保護条例第 8 条第 4 項第 7 号に基づき、個人情報提供することとしたもの。
実施機関	福岡市長（保健福祉局障がい者部障がい者在宅支援課）
報告年月日	平成 26 年 1 月 11 日
該当する基準の類型	【類型：3】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)①】
収集先（利用させる課）	保健福祉局障がい者部障がい者在宅支援課
提供先	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課長

(報告事案 40 号) 取扱いの概要	傷病者の家族から、家族が救急搬送された際の救急報告書の提供先があり、本人は死亡しているため、本人の同意を得ることが事実上困難であることから、平成 26 年 12 月 7 日の救急搬送における救急報告書（兼 救急救命処置録）を、個人情報の公益上の取扱いに関する基準に基づき、家族へ任意提供したものの。
実施機関	消防長（消防局警防部救急課）
報告年月日	平成 27 年 2 月 13 日
該当する基準の類型	【類型：3 b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ウ)】
提供先	救急搬送傷病者の家族

(報告事案 41 号) 取扱いの概要	<p>児童扶養手当とひとり親家族等医療費助成制度は、ともにひとり親家庭に対する福祉制度であり、対象者はほぼ同じであるが、公的年金を受給できる場合には児童扶養手当を受給できないという違いがあった。この点につき、平成 26 年 12 月に制度改正があり、児童扶養手当より低額の公的年金を受給する者には、児童扶養手当を支給できるようになった。</p> <p>この制度改正について広報を行う必要があるが、制度改正の対象者を把握できていないことから、対象者となりえ得る者を絞り込み制度改正案内を送付するなどの広報を行ったもの。</p> <p>対象者の抽出をするために、住所・氏名等の基礎的な情報以外の情報も利用するが、案内送付の際には住所・氏名のみを使用した。</p>
実施機関	福岡市長（こども未来局こども部こども家庭課）
報告年月日	平成 27 年 3 月 12 日
該当する基準の類型	【類型：3 a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	保健福祉局総務部医療年金課
提供先（利用する課）	こども未来局こども部こども家庭課

(報告事案 42 号) 取扱いの概要	西新駅エレベーター建設工事の施工箇所周辺における井戸水使用者を把握する必要があり、また、個別の調査・収集では、迅速かつ円滑な事業の遂行に支障があり、市民への負担を軽減するという観点から、台帳を利用するもの。
実施機関	公営企業管理者（交通局建設部技術課）
報告年月日	平成 27 年 3 月 24 日
該当する基準の類型	【類型：3 a】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)②】
収集先（利用させる課）	道路下水道局総務部下水道料金課
提供先（利用する課）	交通局建設部技術課

(報告事案 43 号) 取 扱 い の 概 要	<p>子育て世帯臨時特例給付金の申請書配布対象の特定において、平成25年度の児童手当受給者情報を利用する。</p> <p>子育て世帯臨時特例給付金は支給要件として、特定日時点の児童手当受給者を対象とした制度になっている。申請書配布対象の特定において、児童手当受給者情報を利用するが、当該取扱いが目的外利用にあたる。児童手当認定と子育て世帯臨時特例給付金判定間の調整、及び、情報の正確性・客観性を確保し適切かつ公平な案内を行うために個人情報と相互に利用・提供することが必要である。</p>
実 施 機 関	福岡市長（こども未来局こども部こども家庭課）
報 告 年 月 日	平成27年3月31日
該当する基準の類型	【類型：3 a】【区分：(1)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ウ)】 【類型：3 a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	こども未来局こども部こども家庭課（児童手当担当）
提供先（利用する課）	こども未来局こども部こども家庭課（子育て世帯臨時特例給付金担当）

(報告事案 44 号) 取 扱 い の 概 要	<p>子育て世帯臨時特例給付金との併給調整のため。</p> <p>平成26年度臨時福祉給付金給付業務においては、子育て世帯臨時特例給付金との併給調整を行うこととされていた。（両方の給付金の受給資格がある者は、臨時福祉給付金のみを支給する）</p> <p>これを踏まえ、福岡市においては両給付金の申請書を一体化し、申請・審査・至急までの手続きを一体化して行った。この実現のため、申請書を作成する段階で児童手当受給権者及び対象児童に係る情報をこども未来局こども家庭課より提供を受けた。</p>
実 施 機 関	福岡市長（保健福祉局総務部課長（臨時福祉給付金担当））
報 告 年 月 日	平成27年3月31日
該当する基準の類型	【類型：3 a】【区分：(1)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ウ)】
収集先（利用させる課）	こども未来局こども部こども家庭課（児童手当担当）
提供先（利用する課）	保健福祉局総務部課長（臨時福祉給付金担当）

(報告事案 45 号) 取 扱 い の 概 要	<p>当課において、平成26年度臨時福祉給付金の申請書送付に際し、視覚障がいのある方へ確実に送付するため、点字加工を施した封筒による送付及び点字文書（案内）の同封を行うこととした。</p> <p>しかし、当課ではどの送付対象者へ点字加工による送付をすべきか情報を把握していない為、対象者の特定のための氏名、住所等の情報を、各区福祉・介護保険課から提供を受けたもの。</p>
実 施 機 関	福岡市長（保健福祉局総務部臨時福祉給付金担当）
報 告 年 月 日	平成27年3月31日
該当する基準の類型	【類型：3 a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	各区福祉・介護保険課
提供先（利用する課）	保健福祉局総務部臨時福祉給付金担当

(2) 公益上の取扱いに関する基準に定める類型に準じる事案

個人情報の取扱いについて、審議会会長の意見を聴くこととし、会長専決により処理を行います。審議会会長に照会があったものの概要については**表11**のとおりです。

表 1 1

(照会事案第 28 号) 取 扱 い の 概 要	<p>臨時福祉給付金の給付額は、基本的には 10,000 円であるが、支給対象者のうち、老齢基礎年金、児童扶養手当等の各種年金・手当を受給している方については、それに 5,000 円を加算し、15,000 円を支給することとなっている。</p> <p>この加算対象手当のうち、別紙に掲げる手当等については、外部機関が給付事務を行っており、受給者情報もそれぞれの担当機関から提供されることとなっているが、提供される情報や時期については、担当機関が独自に判断し、本市に送付することとなっている。</p> <p>これらの情報は給付事務を正確に遂行するにあたって欠かせない情報ではあるものの、このとおり、臨時福祉給付金申請者の同意を得る前に本人外収集をすることとなる。</p> <p>これについては、福岡市個人情報保護条例第 8 条第 1 項から第 6 項までのいずれにもあてはまらないため、福岡市個人情報保護審議会会長に照会するものである。</p> <p>なお、臨時福祉給付金の申請を受け付ける際には、別紙に掲げる情報について確認を取ることに同意を得ることとしている。</p>
照 会 年 月 日	平成 2 6 年 4 月 7 日
準 じ る 基 準 の 類 型	【類型：1】【区分：(3)】【分類：ア】
収 集 先 (利 用 さ せ る 課)	日本年金機構、福岡県健康増進課、厚生労働省健康局総務課
提 供 先 (利 用 す る 課)	保健福祉局総務部課長 (臨時福祉給付金準備担当)
回 答 年 月 日	平成 2 6 年 5 月 2 日
会 長 意 見	<p>本件については、公益上の必要性が認められることから、本人外収集をして差し支えない。</p> <p>ただし、提供される時期については、担当機関が独自に判断することから、提供を受けてから本人からの同意を得るまでに、どの程度の期間を要するは現時点で確定することはできず、情報を保有することは可能だが、利用することができない期間が相当程度発生する可能性も否定できない。</p> <p>そのため、提供を受けた個人情報の適正管理に留意するとともに、利用については慎重かつ適切に行うよう十分配慮すること。</p>

<p>(照会事案第 29 号) 取 扱 い の 概 要</p>	<p>道路下水道局建設部中部道路課が計画している都市計画道路長尾橋本線の道路整備において、一部の土地の境界確認が必要である。</p> <p>このことから、土地所有者に境界確認の了承を求めべく、土地登記簿謄本に記載の住所から本人所在を確認したが、その住所に居住しておらず、住民票・戸籍謄本を公用請求した結果、「該当なし」との回答であった。</p> <p>このため、当該土地所有者の所在を確認する手段として、固定資産税の納税通知先の住所、氏名の利用に関する個人情報の取扱いについて照会するもの。</p>
<p>照 会 年 月 日</p>	<p>平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日</p>
<p>準 じ る 基 準 の 類 型</p>	<p>【類型：3 a】【区分：(2)】【分類：ウ】</p>
<p>収 集 先 (利 用 さ せ る 課)</p>	<p>財政局税務部課税企画課</p>
<p>提 供 先 (利 用 す る 課)</p>	<p>道路下水道局建設部中部道路課</p>
<p>回 答 年 月 日</p>	<p>平成 2 6 年 1 2 月 1 8 日</p>
<p>会 長 意 見</p>	<p>本件については、公益上の必要性が認められることから、目的外利用をして差し支えない。</p> <p>ただし、納税通知送付先の住所は、必ずしも当該土地の所有者の住所であるとは限らず、また、何らかの事情がある可能性もあり得ることから、利用については慎重かつ適切に行うよう十分配慮すること。また、個人情報の適正管理に留意すること。</p>

(3) 上記の(1)(2)に該当しない事案

個人情報の取扱について、審議会へ諮問してその意見を聴くこととなっています。平成26年度に諮問があったものの概要については表12のとおりです。

表 1 2

<p>諮 問 の 概 要 (諮問第85号)</p>	<p>平成29年度より、福岡都市圏の7消防本部(当初は、筑紫野太宰府消防本部及び糸島市消防本部を除く5消防本部)にかかる、「119番頭の通報受付から災害場所の特定、出動隊の編成、出動指令、出動車両の管理、情報収集、現場活動の支援、市民への情報提供といった指令業務を、福岡市の災害救急指令センター(以下、「共同指令センター」という。)で行うもの(地方自治法第252条の14第1項による事務の委託)。</p> <p>指令業務の共同運用は、消防教務のうち指令業務の部分のみを共同運用するものであり、現場へ出動する車両については、従来どおり、各地域を管轄する消防本部の消防署所から出動する。</p> <p>この指令業務において、通報者や傷病者等の個人情報の収集、提供及び支援情報(家族構成、建物の管理者情報等)の提供等を行う。</p> <p>このような災害発生時の対応の他、あらかじめ、共同指令センターにおいて都市圏内の各市町村から災害時要援護者情報を収集しておき、災害時に適切な対応が取れるようにする。</p> <p>また、市民への情報提供のため、市民のメールアドレスを収集し利用する。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>消防長(消防局警防部情報管理課)</p>
<p>諮 問 年 月 日</p>	<p>平成26年10月23日</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>—</p>
<p>答 申 内 容</p>	<p>(審議中)</p>

<p>諮 問 の 概 要 (諮問第91号)</p>	<p>医療費・介護給付費の分析を行い、地域の健康課題や個人単位での総合的な健康状態を把握することにより、データに基づく事業評価体制を構築するとともに、対個人においてもきめ細やかな保健事業・介護予防事業を実施していくため、健診・医療・介護情報を集約し総合的に活用する仕組みとして構築された国保データベース（KDB）システムを利用する。</p> <p>その際、実施機関内において国民健康保険の医療情報及び健診情報を保有する各担当課、介護情報を保有する担当課、保険事業や介護予防事業を実施する各担当課の間で目的外の利用・提供がなされることとなる。</p> <p>また、75歳以上の市民の医療保険を担う福岡県後期高齢者医療広域連合との間で、国民健康保険の医療情報及び健診情報を保有する各担当課、介護情報を保有する担当課は本人外収集と目的外提供を行うこととなる。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>福岡市長（保健福祉局総務部国民健康保険課，保健福祉局総務部医療年金課，保健福祉局健康利用部健康増進課，保健福祉局高齢社会部介護福祉課，保健福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課，保健福祉局高齢社会部高齢社会政策課）</p>
<p>諮 問 年 月 日</p>	<p>平成27年3月27日</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>—</p>
<p>答 申 内 容</p>	<p>(審議中)</p>

8 個人情報の漏えい等の状況

平成26年度に報告された、個人情報の漏えい等の事案の件数は、表13のとおりです。

表13

(単位：件)

		漏えい等事案の件数							
		総件数	発生形態別						
			誤送付	誤交付	誤廃棄	紛失	ネット流出	盗難	その他
		26	10	1	2	10	0	0	3
規模別	1～5人	10	1	1	5	0	0	2	
	6～50人	0	0	0	3	0	0	1	
	51～100人	0	0	1	0	0	0	0	
	101～1000人	0	0	0	2	0	0	0	
	1001人以上	0	0	0	0	0	0	0	

上記の主な内容

- ・平成26年4月 障がい児通所支援サービス契約書等 59人分
福岡市立心身障がい福祉センターにおいて、個人情報に記載された保存期間が満了していない書類が所在不明となっており、誤廃棄したと思われるもの。
- ・平成26年6月 USBメモリ 26名分
小学校において、児童の個人情報が記録されたUSBメモリを紛失したもの。
- ・平成26年11月 USBメモリ 20名分
福岡市立こども病院において、病院移転時にパソコンから取り外したUSBメモリを紛失したもの。